

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	通常砂防事業				
地区名	大千瀬川第11支川				
事業箇所	北設楽郡東栄町地内				
事業のあらまし	<p>大千瀬川第11支川は、愛知県北設楽郡東栄町に位置し、保全対象として人家5戸、一般県道八橋中設楽線、町道を有する土石流危険渓流である。</p> <p>流域の地質は火山噴出岩で風化が進み、渓流内での崩壊、土砂生産が著しく見られ、早急な土石流対策が必要であった。そのため平成18年度より砂防堰堤工の整備に着手し、平成22年度に概成した。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全人家5戸、一般県道八橋中設楽線、町道を土石災害から保全する。 <p>【副次目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 				
事業費	事業費		内訳		
	2.24億円	■工事費1.91億円、■用補費0.05億円、■その他0.28億円			
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成19年度	完成年度 平成22年度
事業内容	砂防堰堤工 2基（1号堰堤工：高さ6.5m、2号堰堤工：高さ9.5m）				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>主要目標に掲げられた保全対象を保全するために設置された砂防堰堤は、土石流を捕捉する機能を有している。現在、砂防堰堤は健全な状態であることから、土石流に対する必要な機能を維持していると考えられ、目標は達成されている。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>主要目標に対し、目標を達成した。</p>			
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>該当なし。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>該当なし</p>			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	II評価より、特に今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	II評価より、改善措置の必要性はない。				
同種事業に反映すべき事項	本事業は従来からの手法により対策を実施しているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				